

緊急事態宣言解除による再開について

緊急事態宣言の解除に伴い、一部の施設を除き制限付きで施設の貸出し及び窓口業務を再開します。

利用をされる皆様におかれましては、「新しい生活様式」を踏まえ、趣旨をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 貸出し施設： ギャラリー、多目的ホール、練習室、スタジオ
 - ※ 制限の内容については、窓口にお問合せください。
- 窓口業務： 施設の予約、チケットの販売、その他
 - ※ 令和2年5月1日(金)に予定していた施設予約の初日受付は、令和2年6月1日(月)に行います。
 - ※ チケットの払戻し期間は、6月1日(月)以降に行います。
(詳細は、会館ホームページをご確認ください。)

○ 利用の際の注意点

- ・マスクの着用、手洗い、消毒の徹底
- ・人との間隔の確保(2メートルを目安に)
- ・定期的な換気の徹底(1時間に1回以上)

○ 利用不可のもの

『密閉』、『密集』、『密接』の3密を回避するため、声を発する活動、呼吸が激しくなるような運動を行う利用は不可とします。

なお、体調が思わしくない方、風邪のような症状のある方は、ご利用をお控えください。

(利用不可の具体例)

- ・カラオケ、合唱、民謡等の声を発する活動
- ・サクソ、オカリナ、尺八等の吹奏楽器での利用
- ・体操、エアロビクス、ダンススポーツ、社交ダンス、ヨガ、フォークダンス等

○ 利用再開日

令和2年5月20日(水)～

なお、新型コロナウイルスの感染状況によって、再び貸館中止となる可能性があります。

令和2年5月20日(水) 南相馬市民分文化会館